

國學院大學學術情報リポジトリ

コロナ禍における神社の対応と課題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮澤, 佳廣 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001089

コロナ禍における神社の対応と課題

宮澤 佳 廣

はじめに

令和二年四月七日、政府は改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令し、人の接触を最低七割、極力八割削減することを目指すべく不要不急の外出自粛や大規模感染の危険性の高い諸施設等への休業協力を要請した。全都道府県を対象とした「緊急事態宣言」は、五月二十五日に至って解除されたが、ひと月半におよぶCOVID-19との初期の闘いは、国民生活に深刻な打撃と不安をもたらした。また、自粛要請に応じない店舗などへの悪意に満ちた攻撃は、「自粛警察」といったインターネットスラングを生み、罰則を伴わない政府・自治体の要請に肅々と従う国民性や自主規制の流れを日本社会に潜む同調圧力の顕在化と捉え、この現象を特別に危険視し、警鐘を鳴らす論調も見られた。この点については戦前の国家神道体制の実相を探るといふ意味において、とりわけ神社関係者にとっては無関心でいられないテーマのように思われる。

ところで、この「緊急事態宣言」の間に休業要請の対象施設とされたのは、大学、学習塾、図書館、体育館、スポーツ

クラブといった文化施設や、ライブハウス、パチンコ店、カラオケボックス、劇場、映画館などの娯楽施設まで多岐にわたるが、それは感染リスクが高まるとされる「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集する場所」、「近距離での密接した会話」が恒常的に発生しやすい施設であり、大規模なクラスター感染（感染爆発）が起こる危険性が極めて高いと判断されたからである。その一方で、病院やスーパーマーケット、コンビニエンスストアなどは、「密閉・密集・密接」の三密状況が発生しやすい施設ではあるものの、日常生活に必要不可欠との理由から休業要請の対象外とされた。

そうした中で神社・寺院・教会といった宗教施設は休業要請の対象施設とはならなかった。諸外国ではすでに宗教施設内における大規模なクラスター感染が発生し、集団礼拝を制限する等の措置が講じられていたにもかかわらず、日本において宗教施設が休業要請の対象外とされたのには、いくつかの理由が考えられよう。⁽²⁾例えば、日本では大勢の信者が定期的に集まって宗教活動を行うような宗教団体（「密閉・密集・密接」の状況が恒常的に発生しやすい施設を有する宗教団体）は限られており、万が一、集団感染が発生しても感染経路を容易に特定できるといふ理由や、宗教は個人個人の安心立命を図る公益的な役割があり、こうした非常事態に宗教活動を停止させれば却って国民精神（社会風教）に悪影響を及ぼすという理由である。前者は、諸外国とは異なる日本の宗教風土を考慮したものであるし、後者は、行政が宗教の公益性を重視した結果と受け止めることができる。

さらには、憲法に定める信教の自由と政教分離原則の観点から、宗教団体の自由な宗教活動を圧迫干渉する行為にあたるおそれがあるといった理由も考えられよう。それが厳格な法解釈に基づくものなのか、宗教団体に関しては触れない方が無難といった事なかれ主義に因るもののかは判然としないが、近年の政教訴訟の判例動向は厳格な分離を求める傾向にあり、「政教分離原則に違反するか否かの問題は、必ずしも、問題とされている行為によって個人個人の信教の自由が現実侵害されているか否かの事実によってのみ判断されるべきものではない。」⁽³⁾といった視点が

たずらに強調されると、国及び地方公共団体は宗教団体と接点をもつこと自体、忌避するようになる。行政が宗教施設におけるクラスター感染の危険性を十分認識しつつも、敢えて宗教団体を対象外にしたという推論は相当の説得力を持つように思われる。

いずれにせよ、上記の理由などから行政は宗教施設を休業要請の対象に含めることをせず、その帰結として「非常事態宣言」下における宗教施設の対応は、宗教団体それぞれの判断に委ねられることとなった。そして感染拡大防止という喫緊の国民的課題に向き合いつつも、宗教団体の本来的機能をどう維持するかを模索するなかで、宗教団体が採用した対応はさまざまな形となって顕れた。神社の対応だけを取り上げてみても、住吉大社のように早々に閉門して境内への立ち入り禁止を打ち出したところもあれば、ロックアウトとまではいかないまでも昇殿（祈願）参拝を停止した神社や、売店や休憩所などは閉鎖したものの、従来どおり肅々と参拝者を受け容れた神社もあった。

無論、神社本庁が包括する神社だけでも約七万九千社が存在し、全国神社の存立基盤はそれぞれに異なっているのであるから、おのずとその対応が分かれるのは当然である。都心に位置する神社もあれば僻村に存在する神社もあり、諸外国からの観光客が訪れる神社もあれば、日常は参拝者がほとんどないような神社もあって、感染拡大防止のために回避するよう求められた「密閉・密集・密接」が生じる危険性は一律ではないからである。しかも、前例のない異常事態に国や地方公共団体でさえ右往左往したのであり、神社の対応が不統一で一貫性が見られず、神社界があたかも迷走しているかのように映ったとしてもやむを得ないことではあった。しかし、こうした前例のない事態、マニュアル対応の効かない事態だからこそ、神社の特性及び伝統に対する神社関係者個々の認識が具体的な形となってその対応に顕われたのも、また事実なのである。

その意味においてCOVID-19は、神社関係者の神社観や神道観、あるいは神職観までをも浮き彫りにしたと言っ

て過言でない。本稿の目的は、かかる問題意識のもと、コロナウイルス感染症防止対策として実施された神社界の対応について、若干の考察を試みるところにある。

神社本庁の示した対応方針

「緊急事態宣言」発令前の令和二年二月二十日、神社本庁は「新型コロナウイルス感染症の発生に伴ふ神社の対応について」（総神発第九五号）を以て、当面の感染防止策の実施と発症時の対応及び感染拡大に備えた神社活動の検討に万全を期するよう都道府県神社庁長を経由して包括下の神社に通知し、神社の活動に関する当面の対処事項及び留意点として次の三点を示した。

- ① 祭祀の執行に際しては、今後の感染状況によって、その規模や形態を考慮する必要もあらうが、感染拡大が懸念される場合を除き、当該祭祀は齋行されるやう考慮願ひたい。
- ② 神社で行ふ講演会や祭典後の直会等の行事については、感染拡大が懸念される場合、その内容を適宜変更することも検討願ひたい。
- ③ 事態の深刻化によって、今後、不特定多数の者が集まる場や機会を提供してゐる事業者に対して、国や地方

自治体が事業活動の自粛を要請する可能性もあるので、その場合、神社が行ふ当該行事の実施については、慎重に検討されるとともに、特に参集殿、神社会館、宝物館、博物館等の施設を有する神社においては、感染拡大防止の観点から、各事業の継続には慎重な配慮を以て取り組むことが望まれる⁴⁾。

また、令和二年二月二十八日付「新型コロナウイルス感染症への対応について」（総神発第一一四号）では、

一、祭祀は齋行するよう努めるべきである。但し、感染リスクが高いとされる「屋内などでお互ひの距離が十

分にとれない状況で一定時間ある」やうな環境が生じる場合は、付随する直会や神賑行事等について、中止または規模の縮小を考慮されたい。又、神社で行ふ講演会等の不特定多数の者が集まる行事については、開催時期の変更等を検討願ひたい。

尚、開催するにあたっては、具体的な感染防止策（手洗ひ励行、マスク着用等）及び建物や境内の衛生管理を徹底されるやう、必要に応じて留意すること。

と通知した。この内容は、総神発第九五号を踏襲するもので、これを神社本庁が示した神社の活動に関する基本的対応方針と見てとることができる。

さらに令和二年三月二十四日、神社本庁は「新型コロナウイルス感染者の発生時における対応について」（総神発第一五五号）を以て、神社職員やその家族に感染者が発生した場合の対処事項を示し、神社職員が感染した場合については、「恒例祭祀以外の業務を停止し、一時的に参拝停止の措置を取ると共に、速やかに管轄の保健所に連絡し、施設の消毒を依頼する」ほか、「施設の消毒、及び濃厚接触者の隔離が完了した後、保健所の許可を得た上で、参拝者の受入れを再開する」よう通知するとともに、「宮司一人奉仕の神社などにおいては、感染者の発生や隔離により神職が不在となった場合に備へ、代はつて祭祀を執行する神職など、神社庁や支部内での人的な協力支援について調整しておくこと」と指示した。

このように、事態の推移に伴つて三本の通知が段階的に発出されたこともあり、包括下の神社がその内容を的確に把握、整理できたかは定かでないが、神社本庁が示した神社の活動に関する基本的対応方針の要点を押さえると概ね次の通りとなるう。

1 祭祀は原則として斎行する。

2 感染リスクが高まる危険性のある直会や神賑行事は中止、もしくは規模の縮小を検討する。

3 不特定多数の者が集まる講演会等の行事は開催時期の変更を含めて検討する。

4 公益事業及び公益事業以外の事業（収益を目的とする事業）を行っている場合は、感染防止の観点から事業の継続について慎重に検討する。

5 神社職員が感染した場合は、恒例祭祀のみを斎行（万が一の場合は代理神職による奉仕も可）し、その余の神社の活動は停止する。

6 神社職員が感染した場合は、施設の消毒と感染者の隔離が完了するまでの間、一時的に参拝も停止する。なお、通知に見える「祭祀」、「活動」、「行事」、「事業」、「業務」の用語がどのような意味で用いられているかによって、要点の内容が微妙に変わってくることも事実である。しかし、いずれも神社本庁の承認事務を担当する総務部神社課の発番号（総神発）が付されており、宗教法人はじめとする各種法令に則った適正な神社の管理運営を指導する部署でもあるから、用語の使い分けは厳格になされているはずである。

したがって、宗教法民法の一般的な解説にもあるように、通知文面の「業務」は神社（宗教団体）の主たる目的のための活動（宗教活動）とこれに伴う直接間接の事務を、「事業」は宗教法民法第六条に規定される公益事業と公益事業以外の事業を、「活動」は「業務」と「事業」の両方（神社として行うすべての活動及び関連事務の一切）を含む意味として用いられていることになろう。因みに、「行事」については、やや曖昧な表現になるが、神社の主たる目的のための活動のうち、祭祀を除いた催し（行事）と解するのが相当であろう。

このような用語理解のもと、上記のように神社の活動に関する基本的対応方針の要点を押さえてみたが、いささか判断に迷うのが「祭祀」の用語である。祭祀の用語を厳格に捉えれば、「神社祭祀規程」（昭和四十六年・規程第五号）

に定められた大祭、中祭、小祭を指し、「神社に於て行う恒例式」（昭和四十六年・規程第八号）や祭祀関係諸規定に定めのない神社自体が任意で行う私祭祀や氏子・崇敬者の祈願の趣に応じて行われる祈禱などの雑祭はこれに含まれないことになる。そうした理解のもとでの「恒例祭祀」は、大祭・中祭・小祭のうち、臨時に行われる祭祀以外の、年中の定められた祭祀（恒例祭）を意味することになる。他方、祭祀の用語をそのように厳格に捉えず、神社の祭祀活動の実態を踏まえて公祭祀と私祭祀（雑祭）を含むとするならば、恒例祭祀の領域は相当に曖昧となる。とりあえず本稿では、「祭祀」の用語を厳格に捉えて論を進めることにする。

さて、こうした用語理解に基づいて神社本庁が示した神社の祭祀、祈願・祈禱、参拝に関する基本方針を改めて整理し直すと、

- (一) 祭祀（恒例祭祀）は、神社職員に感染者が出た場合でも原則として齋行し、直会や神賑行事は中止もしくは規模を縮小する。
- (二) 祈願・祈禱は、各神社の自主的判断とする（基本的対応方針に含まれていないことに因る）。
- (三) 参拝は、神社職員に感染者が出た場合に一時的（施設の消毒と感染者の隔離が完了するまで間）に停止する。ということになる。そこで「緊急事態宣言」下、神社で講じられたいくつかの対応について、これを基準に検証することで課題の抽出を試みることにしよう。⁶⁾

祭祀に関する対応と課題

「緊急事態宣言」下、祭祀に関して講じられた神社の対応は、神社新報の関連記事を見る限り、「祭祀（恒例祭祀）は神社職員に感染者が出た場合でも原則として齋行し、直会や神賑行事は中止もしくは規模を縮小する」という基本

方針に概ね則していたように思われる。

ところで、七都道府県に「緊急事態宣言」が発令されたことを報じた神社新報（第三四九〇号・令和二年四月二十日付）は、同じ紙面で都内神社の対応を伝えているが、台東区の浅草神社が例祭（三社祭）と関連の祭祀行事のすべてを延期する決定を下したのに対し、台東区の下谷神社と府中市の大國魂神社は、例祭は齋行するものの例祭に伴う神幸（神輿渡御）は中止、あるいは規模を縮小（神輿から辛櫃に変更）する判断をしたとして、神社によって対応が異なる実情を報じている。^⑦

都内に比べて感染リスクは相当程度に低いとはいえ、地方の神社でも年に一度の例祭対応に氏子総代は苦慮し、筆者が奉仕する長野県安曇野市の神社でも、四月中旬に例祭が行われる二社については、結果的に異なる対応が採られることとなった。一社は氏子総代が参列するなか例祭（神事のみ）を齋行して終えたが、別の社は山車一台（例年は三台）の曳行と神楽の奉納が行われた。「こうした状況の時だからこそ山車を曳行すべき」という青年団の意見を容れたもので、例年は小学生が担当する神楽を青年団員が代行するなどの措置が講じられた上での実施だった。都内と安曇野市のごくわずかな事例ではあるが、四月中の例祭対応にこのよう差異が見られたのは、前例のない事態への対応であったことも然ることながら、例祭が宮司の一存で齋行できないことを物語っている。

他方、筆者が奉仕する神社中、秋に例祭が齋行される五社は、早々に神事のみを実施するとの方針が決定された。各地で同様の状況が見られたとするならば、それは例祭対応の前例が蓄積され、メディア等でもその事例が報じられることで、一定の対応形式が標準化されたと見るべきかも知れない。仮にそうでないとしても、前例のない事態に際して講じられた神社の対応が、従来の神社本庁の指導方針を見直す契機となることは十分にあり得よう。

例えば、浅草神社の場合、例祭日（五月十八日）に浅草神社例大祭延期奉告祭を齋行して例祭及び例祭に伴う諸祭

事の総てを延期することとしたが、無論これは「祭神等の変更に関する内規」（昭和五十五年・内規第四号）に定める神社本庁憲章第九条に基づく統理の承認事項（例祭日の変更）には該当しない。それは例祭日を変更して次年度以降、新たに定めた例祭日（確定日）に例祭を齎行する意志が浅草神社にはないからである。したがって、この事例が直接、統理の承認事項（例祭日の変更）の改訂を迫ることにはならないが、「祭神等の変更に関する内規」の取扱ひについて」（昭和五十五年・通達第九号）の内容に関しては何らかの補正が必要になるのではなからうか。

神社本庁の例祭日の変更に関する方針は、以下の通り、この通達第九号に示されている「四、例祭日の変更についての留意点」がほぼ踏襲されてきている。

1 例祭日について一般的には、神社の御鎮座縁起や由緒に関はる最も重要な日が定められ、古来その日には厳粛な祭祀が行はれて来ているのであつて、神社存立上真に已むを得ない事情のない限り、これを変更すべきではない。

2 例祭日を変更しようとするその多くは、神賑行事が時期的、季節的にふさはしくない為、継続して行つていくことが難しいといふ理由によるためである。この場合神賑行事のみ氏子、崇敬者の参加しやすい時期に変更することも考へられるが、その場合でも例祭日そのものは、あくまでも変更せずに従前通り祭典の執行を継続していくことを忘れてはならないと考へる。

3 「第〇日曜日」に変更するなど不確定期日を例祭日とする申請を見受けるが、これはほとんどの場合前項の理由による場合であるので、極力そのやう考慮されたい。

元来、このやうな不確定期日を例祭日とすることは祭祀の厳修を考へる上からもふさはしくないので、余程の事情のない限り承認するに適當でないと考へられる。

4 しかし前記に拘はらず、申請の通り承認をしなければならぬ特殊な事情のある場合は、承認も已むを得ないと思はれるが、その場合でも変更前の例祭日には簡単にせよおまつりをするやう考へられたい。

昭和五十五年当時の実情を反映したこの通達から二十三年が経過した平成十五年の時点では、この留意点の3項と4項に言及されることはなく、「例祭日はあくまでも変更せず、従来通りの祭典の執行を継続し、神賑行事としての神輿渡御等を氏子・崇敬者の参加しやすい日に変更することが、(已むを得ない話であるが)一般的な措置である」と考へる」と、若干の修正が図られている⁸⁾。また、この点に関しては、祭祀学の立場から「日曜日等の休日でなければ氏子・崇敬者による神賑行事への参加が困難である現状に対処するため、神賑行事を例祭日から分離し、『第〇日曜日』といった不定期日に神賑行事をおこなふ事例も見られる。かうした場合でも、神賑行事が祭祀を構成する重要な要素として一連の流れのなかで齎行される必要がある。」といった指摘もなされている⁹⁾。

「神賑行事としての神輿渡御等」という表現が用いられていることから、「神社祭式」(昭和四十六年・規程第六号)に規定する例祭に伴う「神幸の儀」「還幸の儀」とは異なるといった含意を読み取ることも可能だが、それは兎も角、この通達が示すところの原則は、例祭(神事)は必ず確定された例祭日に行うところにあることは明白である。そのことによる帰結として、当然のことながら神輿渡御(神賑行事)が祭祀を構成する重要な要素として一連の流れのなかで執行されるという必要性は軽視される。とは言え、現実に「緊急事態宣言」下で採られた神社の対応は、それは異なるものとなった。前述した五社(都内三社、安曇野市の二社)の事例は、一見それぞれに異なった判断結果のようにも映り、通達の示す大原則に沿っているようにも見えるが、ひとしく例祭(神事)と神輿渡御(それが神賑行事であるか否かは別にして)が一連の流れ(同日または数日にかけて連続的に)の中でなければ行うことができないという現実から導き出された結論である。しかもその結論は、紛れもなく氏子・崇敬者の参加の能否に左右されている。

そうになると、なんらかの事情によって例祭日に例祭（神事）と神輿渡御が行えない場合の次善策が、例祭（神事）は確定された例祭日に、神賑行事としての神輿渡御等は氏子・崇敬者の参加しやすい不確定日に行うことで良いのかどうか。それが実態に即したものであり、祭祀の厳修に叶うものなのかといった疑問が生じてくる。むしろ、神社の御鎮座縁起や由緒に關する最も重要な日を例祭日としつつも、例祭日に近い「第〇日曜日」といった氏子・崇敬者が参加しやすい適宜の日を選んで大祭式を執行し、例祭（神事）と神輿渡御を一連の流れの中で行う方が、「神社の御鎮座縁起や由緒に關する最も重要な日を変更しない」、「例祭日は不確定日としなない」という重要な要素ばかりでなく、祭祀学の立場から指摘される点をも充足することになる。

例祭日に例祭とそれに伴う神輿渡御（神賑行事）を執行することは当然のこととしても、例祭日を変更して次年度以降、新たに確定した例祭日に例祭を行おうとする明確な意志がなく、やむを得ない事情で例祭（神事）の執行日が変わるような場合までも統理の承認事項である「例祭日の変更」の対象に含めるのか否かについては、これが神社本庁憲章の規定に基づく承認事務であることを再確認した上で、明確な基準が示される必要があるだろう。

そもそも統理の承認の目的が、祭祀の振興と神社の伝統の保持にあるのであれば、例祭日の変更によってもたらされる結果——神職が執行する例祭（神事）と氏子・崇敬者が参加する神輿渡御（神賑行事）との分断化の奨励——は、神職が例祭（神事）を行えば祭祀の厳修が図られるという安易な意識を定着させるだけで、却って祭祀の振興と神社の伝統の保持を阻害する要因ともなりかねない。それでは統理の承認の本来の目的が果たされないばかりか、統理の承認自体が形式主義、権威主義に墮してしまふ恐れが強い。¹⁰⁾

ところで、統理の承認事項に「例祭日の変更」が加えられたのは、「宗教機能に関する規程」（昭和二十七年一月二十九日・規程第一号）が制定されて以降のことである。信教の自由と政教分離の原則、聖俗分離の原則、宗教団体

の自治自律権の尊重を基本理念とする宗教法人法の公布施行に伴い、同法第十二条の規定に基づき作成される新たな規則（神社本庁庁規）から宗教的事項が排除されることを受けて、別途、神社本庁の宗教上の機能に関する基本を定めたものがこの規程であった。

それ以前、宗教法人令下において制定された神社本庁庁規には、宗教的事項も含まれており、とりわけ神社の管理に関して統理の承認を要する事項とされていたのは、「一、神社ノ創立、移転又ハ廃合」、「二、祭神又ハ神社名ノ變更」、「三、摂末社又ハ境内社ノ創立移転又ハ廃合」、「四、境内地ノ設置又ハ増減」、「五、本殿、特別由緒アル建物又ハ建築優秀ナル建物ノ再築改築及模様替」で、例祭日の変更は統理の承認を要しないこととされていた。⁽¹⁾

それは、神道指令の発出を受け、神社の国家管理体制が廃止されるのに伴って急遽設立された神社本庁が、それまでの神社行政を踏襲する形で「官国幣社以下神社の祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、拝観、寄附金、講社、神札等に関する件」（大正二年・内務省令第六号）の関連規定を庁規に引き継いだことによる。したがって、国家管理時代の神社行政においても、例祭日の変更に関しては特別の制約規定は置かれておらず、「神社ハ明細帳ノ記載事項ニ変更ヲ生シタルトキ又ハ訂正ヲ要スト認ムルトキハ之ヲ地方長官ニ申出ツヘシ」（大正二年・内務省令第六号第十條）の規定に従い、神社明細帳に記載された例祭日（月日）に変更が生じたときは地方長官に申し出ることで事足りたのである。

そのような取扱いにあつた例祭日が俄かに重視され、その変更が統理の承認事項とされるに至つたのは、前述したとおり宗教法人法の公布施行と、それに伴う「宗教機能に関する規程」の制定であつた。従前、庁規（宗教法人令の規定による神社本庁庁規）に盛り込まれていた宗教的事項のうち、祭祀関係規定（第六十三條から第七十條）は「祭祀規程」（昭和二十七年二月二日・規程第十一号）に再編され、神社管理関係規定中、統理の承認事項として特記

した「一、神社ノ創立、移転又ハ廃合」、「二、祭神又ハ神社名ノ変更」、「三、摂末社又ハ境内社ノ創立移転又ハ廃合」、「四、境内地ノ設置又ハ増減」、「五、本殿、特別由緒アル建物又ハ建築優秀ナル建物ノ再築改築及模様替」のうち、世俗的事項に含めることのできないものは、わずか八条から成る「宗教機能に関する規程」に譲られて、祭神の変更とともに例祭日の変更についても「あらかじめ統理の承認を受けなければならない」と規定されるに至ったのである。¹⁵⁾

旧庁規から新庁規への転換は、言うまでもなく宗教法人令の廃止と宗教法人法の制定という根拠法令の改廃によってもたらされたものである。新旧庁規の内容を一瞥するだけでも、神道指令の発出を受けて急ごしらえで設立された神社本庁が、戦後の新宗教法人制度に対応すべく組織の整備に腐心してきた足跡を窺い知ることができるが、新宗教法人制度への対応は、否応なしに宗教団体の宗教性を強く意識させることにもなる。その意味において「例祭日の変更」に係る問題は、神社本庁が宗教性を強く打ち出そうとした経緯を物語る事例と捉えることができるのである。

参拝・祈願に関する対応と課題

さて、「緊急事態宣言」下、神社の対応に大きな差異が生じたのは、「参拝」と「祈願」の取り扱いであった。祈願とその前段行為である参拝について、神社本庁はその基本方針で、「神社職員に感染者が出た場合に一時的に参拝を停止する」とのみ指示した。これは「公衆参拝の用に供する施設」である神社の公共的性格と国家の宗祀とされたその伝統を重んじる神社本庁として、余程のことがない限り神社側が主体的に参拝の受け入れを停止することなどあってはならないという大原則を示したものであろう。¹⁶⁾しかし、「感染者が出た場合に」というやや単調な言い回しと、祈願については触れられていなかったことが影響したのか、その対応は大きく分かれる結果となった。

各神社の自主的判断に委ねられる形となった参拝・祈願は、そもそも参拝者（祈願者）の発意による自発的な宗教行為（信仰表現）であって、宗教団体である神社の主体的・能動的な宗教活動ではない。つまり、参拝者が感染を恐れて自らそれを望まない限り、参拝・祈願が行われることはないのである。⁽¹⁾ よって、神社本庁の基本方針に則して判断すれば、「緊急事態宣言」下でこれを停止した神社は、職員に感染者が出たか、もしくはそれ以外の特段の事情があったということになる。

それ以外の特段の事情だが、考えられるものとしては、(1)参拝や祈願によって生じる神社境内・施設内の「三密」の回避、(2)神社のプレゼンスを利用した感染防止メッセージ効果への期待、(3)人流抑制を求める行政への積極協力、(4)神社内に感染源が持ち込まれる危険性の排除、が挙げられるが、コロナ禍で初めて迎えた年末年始に参拝・祈願を停止した神社がなかったことを考慮すると、(1)と(4)については一貫した理由としての整合性に欠け、社会的な説得力は持ち得ないことになる。

(2)と(3)については、宗教法人の公益性との比較考量が必要となり、そもそも宗教法人の公益性は国民個々の安心立命に対する貢献にあると解されていることを踏まえると、参拝・祈願はその実現を図るための具体的行為であるから、行政から個別的に特別の要請がない限り、宗教法人である神社が自発的にこれを停止すれば、宗教法人の公益性を自ら否定することにもつながりかねない。⁽¹⁵⁾

いずれにせよ、「緊急事態宣言」の発令から一年以上が経過して、参拝・祈願に関する神社の対応は神社本庁の示した基本方針に概ね沿うものとなり、おそらく今後、感染が爆発的に拡大したとしても、神社職員に感染者が出ない限り、神社側が主体的に参拝者の自発的な宗教行為を拒否するようなことにはならないだろう。ただ、「緊急事態宣言」下における神社の異なる対応は、「神社は何のために、誰のために存在するのか」といった疑問の回答ともなる神社の特性

(神社の公共的性格) に関する神社関係者の認識の相違を鮮明にしたとも言え、神社の適正な管理運営を指導する神社本庁にとっては等閑視できない課題である。

ところで、コロナ禍で初めて迎えた年末年始に参拝・祈願を停止しなかったのは、経済的理由から不可避だったと見方もあるが、それと平仄を併せるように世の関心を集めたのが、コンピュータネットワークを活用した宗教法人の新たな取り組みであった。そこで次に神社本庁が予てから注意を喚起してきた神社の「オンライン参拝」、「オンライン祈願」と、それに伴うキャッシュレス決済について取り上げることしよう。

神社本庁は平成十八年七月十八日、各都道府県神社庁長宛に「インターネットに関する神社の尊厳性の護持について」(教調発第二七号)を発したが、その通知では、インターネットの高い利便性や機能性を認めつつも、「一部の神社のウェブサイト上には、参拝或いは神符守札の頒布等、神社の信仰面において、その尊厳性を損なふやうな事例が散見され、他の神社に及ぼす影響も看過し得ない状況」にあるとして、「神社本庁憲章に謳はれた神社の本義及び神職の使命の自覚と関係規程の遵守」を求めた。¹⁶⁾

その上で、「インターネットに関する神社の尊厳性の護持上、問題となる事項」として、

- (1) 社会一般の健全な信仰を害する、いはゆる「バーチャル参拝」のやうなインターネットを通じた拝礼等の行為を勧奨すること
- (2) 祈願は参拝を以て行ふといふ原則にもとる、願主の参拝を伴はない祈願の執行を「通信祈願」等と称してインターネット上で日常的に喧伝すること
- (3) 神符守札は社頭で頒布するといふ原則にもとる、神符守札を一般商品(課税物品)販売と同様にインターネット上で頒布すること

の三点を挙げて、これを行わないように指示するとともに、平成二十二年七月一日には「神社の活動とインターネット活用の留意事項について」（祭務発第四二号）を発して、

一、神社の信仰は、神祇を奉斎し、祭祀を齋行する神域に参詣することを前提としてゐる。そして氏子崇敬者にあつては、社頭で授与された神符を各家庭及び事務所等に奉斎し、日々の家庭祭祀を通して、安寧と発展を願ふことを基本としてゐる。従前より、通達・通知等で注意喚起してゐる「バーチャル参拝」のやうなインターネットを通じた拝礼等は、社会一般の健全な信仰を損ねる行為であり、神社が作成するホームページに於いて行ふべきではない。

一、祈願は、自ら社頭に参拝して行ふことが原則である。願主の参拝を伴はない祈願の執行は、十分に慎重を期すと共に、神社独自の活動としてインターネット上で「通信祈願」「通信祈祷」等と称し、願主が参拝しない祈願を日常的に受付けてはならない。

一、神符守札は、社頭に於て参詣者に対し個々に授与することが原則である。神符守札を一般商品（課税物品）販売と同様にインターネット上で受付けて頒布、授与すべきではない。

一、近時の傾向として、社頭での祈願、神符守札の授与を代行する営利企業・団体が、神社の活動、及び方針等を全く顧慮せず、新聞やネット上にて御利益を謳ひ、代理参拝を勧奨する事例なども見受けられる。奉仕神社への同様の行為が及んだ場合は、営利目的の代理参拝は社会通念上認められない旨、説得されたい。この他、神社と営利企業との関わりについては、神社の尊厳護持を踏まへ、慎重且つ充分に留意し対応されたい。

とその対応の徹底を期している。

一方、キャッシュレス決済に関しては、「GOTOトラベル事業及びキャッシュレス決済に係る税務上の留意点

について」(令和二年十月二十日・総神発第六一八号)で、「神社への導入については、これまでの社頭頒布品に係る税務対応に係る通知や神札守札等の御取扱ひに係る通知・通達をあらためて確認するとともに、左記の点に十分留意するやう、周知方」を都道府県神社庁長宛に求めているが、オンライン参拝やオンライン祈願とは異なり、「宗教活動における喜捨の性格を有する物品の頒布・宗教行為への導入は、現時点では慎重にすべきと考へます。」と、やや含みを持たせる言い方に止めて明確な方針を示すことはしていない。

この通知は、その件名からも明らかなように、税務上の懸念を主眼とする内容で、法人税基本通達に示された宗教法人、学校法人等の物品販売に関する解説を引用しつつ、

- (一) 税法上、宗教法人の行為という理由のみで課税除外とする明文の規定は存在せず、社会通念上崇敬の対象と認識されているものについて課税除外とする課税当局の考え方を踏まえると、キャッシュレス決済の導入によつて祈祷や神符守札の授与が、社会通念上の崇敬の対象と意識されなくなる恐れがあること
- (二) 神社に奉納する初穂料にキャッシュレス決済事業会社の手数料が含まれることになり、喜捨金としての性格に混乱が生じる恐れがあること
- (三) キャッシュレス決済を利用した氏子崇敬者の個人情報や商業目的に二次利用される恐れがあること

と、「恐れ」という表現で神社の特性及び伝統に及ぼす悪影響に言及するものの、「キャッシュレス決済の導入を検討する場合は、教学的にどう考へるかといふ問題だけでなく、これらの問題にも充分配慮した上で、慎重に検討願ひます。」とするのみで、最終的には各神社の自主判断に委ねる内容となっている。

神社本庁がオンライン参拝・オンライン祈願に関する通知(教調発第二七号)のように、「神社の信仰面において、その尊厳性を損なふやうな事例が散見され、他の神社に及ぼす影響も看過し得ない」とその危険性を強調することも

なく、明確な禁止事項として示し得なかったのは、一つとして「社会通念上の崇敬」は国民意識の変化に伴って徐々に変容するもので予測不能であること、二つに、宗教法人の行為という理由のみで課税除外とする明文の規定が存在しない以上、終局的には税務当局の判断に俟たねばならないことがあるからだろう。しかし、最大の理由は、おそらくキャッシュレス決済に関する指導を行った前例が存在しないことにあるのだろう。もとより参拝・祈願に関する神社本庁の指導は、戦前の神社関係法令に依拠しており、戦前にはあり得なかった新たな事象に同様の手法は通じないのであるから、無理からぬところではある。

とは言え、キャッシュレス決済の問題は平成二十九年正月、都内のある神社が賽銭にそれを導入して社会の関心を呼び、神社界の一部から懸念が示されていたこと^(註)、及び通知中に「教学的にどう考へるかといふ問題だけでなく」と記しつつも、神社本庁が「教学的にどう考へるのか」についてはまったく言及されていないことを考量すると、この問題に対する取り組みの遅滞、神社本庁教学の停滞が指摘されても致し方あるまい。

ところで、オンライン参拝（インターネット参拝、バーチャル参拝、ネット参拝、インターネット遥拝など呼称はさまざま）やオンライン祈願に社会の関心が集まり、その需要が高まったのは、コロナ禍で人々の心の不安が増大し、感染拡大防止の観点から三密回避・人流抑制を図るべく外出自粛が要請されたことに起因する。こうした異常事態に神社側が主体的に不安を抱える人々の心を救済すべく、その一手段としてコンピュータネットワークを活用した新たな取り組みを模索することは決して否定されるべくもない。それは安心立命を図る宗教法人の公益性にも叶うからである。しかしながら、それが結果的に神社の特性及び伝統を損ない、全国神社を包括する神社本庁の設立趣旨及び目的を逸脱する行為となるならば、あるいは、そうした恐れのある行為であるならば容認されるべくもない。

そもそも神社の特性及び伝統の中核・基盤は、共同体と共同体の構成員を護り給う神を祭る場として出現した神社

の起源にある。今も神社が氏神、産土、鎮守と称されているのは、神社の信仰に郷土意識が包含されているからであり、共同体に居住する人々の崇敬に支えられ、永く護り伝えられてきた歴史があるからである。それゆえに明治期に神社は国家の宗祀とされ、今も神社ごとに「慣習的に定められた氏子区域」に居住する者を伝統的に氏子とし、「氏子区域は神社相互に尊重しなければならない。」とする旨が神社本庁憲章（第十四条及び第十五条）に規定がされているのである。

他方、神社本庁は、神道指令の発出によって国家の管理を離れた神社の存続を図るべく、全国神社の総意に基づいて設立された包括宗教団体である。神社本庁の目的は、神社の興隆を図ることと道義の作興（昂揚）にあるが、道義の作興とは敬神尊皇の国民倫理の確立を意図するから、究極的には全国神社がそれぞれに興隆発展するために存在すると言って過言でない⁽⁸⁾。つまり、そのことは、神社本庁が特定の神社のみの興隆発展を期するために存在することを意味しない。神社本庁庁規の前文に「神社に奉仕する者、神社神道の宣布に当る者並びに氏子及び崇敬者は、前項の主旨に従ひ、相共に信義をもつて、この庁規で定めたことを保持し、神社の特性及び伝統を尊重して、各々その分をつくさなければならぬ。」と記すのは、その点を確認してのことだろう。

こうした観点からオンライン参拝・オンライン祈願について検討すると、それが実際の参拝・祈願に代わるものとして神社側が宣伝・勧奨するものである場合は、神社相互に尊重されるべき伝統的な氏子区域を瓦解させ、他の神社の興隆基盤を揺るがすことにもなるから、その活用の在り方には一定の制限が付されて然るべきである。剩え、前述したように、参拝・祈願は参拝者（祈願者）の発意による自発的な宗教行為であり、その実態は個々の信仰心に基づく参拝者と祭神との相對關係であつて、参拝者と宗教団体（法人）である神社との相對關係ではない。さらに確認されるべきは、参拝者と祭神との相對關係である宗教行為において唯一、介在が許されるのは、宗教教師である神職以

外にあり得ないということである。¹⁹⁾ 仮に宗教教師（神職）以外の者が介在して完結される行為までも宗教行為と見做すとすれば、神社本庁の授与する神職資格、神社本庁統理による神職の任命の意義さえも問われることになろう。

一部には、全国的な崇敬を集める神社の存在や御師の歴史、あるいは代参の事例を挙げてオンライン参拝・オンライン祈願の正当化を試みる主張もあるが、各地に信仰を広めた御師は紛れもない宗教教師であり、本人の願いや苦しみを共有する近親者ゆえに代参を託せるのである。まして慣習的に定められた氏子区域を無視したインターネット空間は、神職がその宗教活動によって独自に開拓した空間（新たな氏子区域）ではなく、回線事業者やプロバイダーによって提供された空間であることは疑うべくもない。このように整理すれば、神社側から間断なく宗教活動を及ぼすことが可能となるオンライン上での活動は教化・広報活動に限定され、参拝・祈願といった宗教行為は不可とされよう。

ただ、このように指摘しても、オンライン参拝・オンライン祈願の定義が曖昧で、その態様や人々の受け止め方も区々であることから、どこまでが許される教化・広報活動であり、どこからが許されない宗教行為であるのかの明確な境界が求められることになる。実際にオンライン参拝を取り上げてみても、バーチャルの世界で参拝とそれに伴う行為のすべてが行えるものや、参拝気分を味わうと称して神社の画像を表示しつつ参拝をイメージさせるものなど様々で、一概にオンライン参拝と断じて否定することも出来ないからである。

そこで明確な境界を具体的にどう定めるのか。その境界設定に重要な役割を果たすが、参拝者の自発的な宗教行為に付随して為される喜捨である。宗教行為の一環として為される喜捨の証でもある賽銭や祈願料をどう取り扱うかという問題は、それこそキャッシュレス決済の是非にも直結する。

もとより参拝の折に奉納される賽銭は、参拝者が自ら神前に、祈願にあたって奉納する祈願料は、参拝者が神職を介して神前に供える金員である。参拝者個々の信仰心に基づき祭神に対して供えられるこれらの喜捨金は、対価・

代金とは異なる性格のもので、たとえ祈願にともない神符守札といった物品が授与されたとしても、課税の問題は発生しない。参拝者はこれらの物品を求めするために祈願料を奉納しているわけではなく、そこに対価性は認められないからである。

このことについては、法人税基本通達逐条解説²⁰⁾が、「単に一方的におさい銭や喜捨金などを受けるだけでなく、これらと引換えにお札やおみくじなどの物品を交付したり、あるいは社務所や境内の売店などにおいて種々の物品が有償で頒布されているという事実があり、見方によっては通常の物品販売と同じような面があるので、これらの物品と引換えに行われる金銭の授受については、どこまでが純粋なおさい銭や喜捨金であり、どこから先を通常の物品販売と同質のものとみるのかという問題がある」ものの、「宗教法人が頒布する物品で、社会通念上崇敬の対象として認識されているようなものその頒布は、おさい銭や喜捨金と同じように課税の対象にしないということなのであって、お守りやお札、おみくじなどの頒布を課税対象にしないというのも、そのような趣旨」と説明している点に特に留意すべきである。

さらに言えば、税法上、実質的な喜捨金として認識されているものの中には、参拝者の具体的な宗教行為に付随する賽銭や祈願料、社頭で授与される神符守札の初穂料のほかに、神社の維持運営に資することを別途として寄附される金員（記念事業への寄付金や神社の崇敬団体の会費等）もあるが、これとて祭神を敬仰する証として奉納されるもので宗教性が皆無という訳ではない。要するに、神社の奉納金が課税除外とされているのは、税務当局が言うように「社会通念上崇敬の対象として認識されているもの」だからであり、その淵源である宗教性を神社自ら否定するようない行為は、宗教法人に対する課税強化の流れを加速させるばかりでなく、宗教法人の公益性の自己否定にもつながり、宗教界全体に計り知れない悪影響を及ぼす。まして、参拝者の具体的な宗教行為に付随する賽銭や祈願料は、

その他の奉納金に比して宗教性は極めて高いのであって、その宗教性を軽視する行為は神社自ら「神不在」を宣言するに等しい。

加えて、実際の参拝・祈願と同様の行為・効果が得られるとするオンライン参拝やオンライン祈願では、賽銭や祈願料という名目の金員が銀行振込やキャッシュレス決済によって受納されることになるが、こうした手法は、賽銭や祈願料を神前に供えることを前提としていないばかりか、キャッシュレス決済の場合は、そこに決済事業者の手数料が含まれることになる。⁽²¹⁾ この金員の流れを宗教的視点でとらえ直すと、参拝者（祈願者）と祭神との対関係である参拝・祈願という純粹な宗教行為の核心部である喜捨行為に、神職以外の営利事業者の介入を許すことを意味する。つまり、営利とはまったく無縁の宗教行為が、営利事業者の手を借りなければ完結しないという異常な事態を神社自ら創出することになるのである。

こうした状況が課税当局にどう映るかは知る由もないが、何より重大なことは、宗教教師である神職として、あるいは包括下の神職の養成・研修を指揮する神社本庁として、こうした行為を純粹な宗教行為として容認できるか否かにある。それはすこぶる宗教的・信仰的な課題であり、神社の特性及び伝統に対する理解度や神職の使命の自覚に係る神社界の現状を推し量る尺度ともなる。およそ神社本庁が、神符守札の取り扱いに関して営利企業に対する一括大量頒布を禁じたり、営利企業に神符守札の斡旋頒布を許可しないよう指示しているのは、神符守札の商品化を防ぐという表現が用いられているものの、その本旨は、参拝した折に「個々の願いを託した喜捨金を奉納したのに応じて神符守札が授与される」という純粹な宗教行為に、営利企業を介在させないところにある。⁽²²⁾

仮に、神社本庁がオンライン上での賽銭や祈願料名目の金員受納を認めれば、従来の神符守札に関する指導方針とも矛盾をきたし、その方針転換を含めた新たな教学的裏付けの提示が求められることになる。こうしたことをも踏ま

えれば、銀行振込やキャッシュレス決済は、収益事業物品の販売においては利用可能なものの、宗教行為に係る賽銭や祈願料（神符守札の初穂料も含む）の受納への利用は不可となろう。積極利用を促す立場から肯定的に検討しても、せいぜい使途目的を明示した寄付金や神社の崇敬関連団体の会費等の徴収までが限界のように思われる。

因みに、神社がオンライン上で実際の祈願と同様の行為・効果が得られるとする行為を完結しようとする場合、現状では特定商取引法の対象とされる。この法律は、消費者トラブルの多い特定の取引類型（訪問販売、訪問購入、電話勧誘販売、通信販売、特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引の七類型）を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不当な勧誘行為等を取り締まることにより消費者取引の公正を確保することを目的とするもので、神社側がその行為を現実の祈願と同様の宗教行為だと主張しても、法令上は、特定商取引法の「通信販売」に該当することになる。となれば、神職が本殿で行う祝詞奏上は役務の提供行為、依頼者に届けられる神符神札は物品販売という位置づけになろう。⁽²³⁾これを法令上の不備（立法の不作為）としてその改正を求める声は未だ聞かれませんが、こうした主張に対しては、神社の奉納金の課税除外の根拠を「社会通念上崇敬の対象として認識されているもの」とする税務当局の見解に倣って、「祈願は社会通念上通信販売の対象として認識されていないもの」と反論することが可能となる。おそらく現時点では、この反論の方が国民意識に合致しているのではなからうか。

おわりに

かつて、故阪本是丸氏は、葦津珍彦の「国の神祇制度上、神宮神社を法制的に『国の宗祀』として復古する希望が消えたとしても、神社の精神の本質が、『日本人の社会国家の精神的基盤である』との信条を死守する線からの退却は、決して許されない。神社自ら、私人の一宗教の類と認めることは決して許されない。」との言を引きつつ、次の

ように述べた。

この言から既に十四年の歳月が流れた。戦前のいわゆる国家神道体制を肌で知る神社人も少なくなり、神社神道が宗教であり、神社が一私法人たる宗教法人であることが当然というよりも、現行制度こそ神社本来の姿であるとの意見・認識も年々強くなってきている。にもかかわらず、斯界には明白に神社神道が宗教であり、その現実的形態として神社が宗教法人であっても、他の宗教や宗教団体たる宗教法人とは本質的歴史的に異なり、その「公共的性格」は不変であり、特殊の地位にあるものだ、という意見も未だ強固にあり、神社本庁の基本姿勢もここにあると思う。

神社制度の在り方——国家神道体制は是非か⁽²⁾——

この言からも既に二十三年の歳月が流れた。戦前のいわゆる国家神道体制を肌で知る神社人は皆無となり、神社神道が宗教であり、神社が一私法人たる宗教法人であることが当然というよりも、現行制度こそ神社本来の姿であるとの意見・認識がすっかり定着してしまった観がある。にもかかわらず、その現実的形態として神社が宗教法人であっても、他の宗教や宗教団体たる宗教法人とは本質的歴史的に異なり、その「公共的性格」は不変であり、特殊の地位にあるものだという意見は今もあり、神社本庁の基本姿勢も未だここにあると思う。少なくとも、神符守札の取り扱いに関する方針に何らの変更が加えられることなく、今日に踏襲されているのはその証左でもある。

そして「神社が宗教法人であっても、他の宗教や宗教団体たる宗教法人とは本質的歴史的に異なり、その『公共的性格』は不変であり、特殊の地位にある」との阪本の言は、神社本庁規の前文にある「神社の特性及び伝統」を端的に表現したものであろう。無論、「神社の特性及び伝統」なるものは、神社が神々を祭る場である以上、宗教性と精神性に由来するもので、宗教法人の世俗的事項を規定する神社本庁規とともに神社本庁の最高規範と位置付けら

れる神社本庁憲章の規定がもつばらに照射する領域内の事項である。神社の宗教性・精神性を軽視する傾向は、そのまま神社本庁憲章軽視の傾向と受け止めなければならぬ。

神社本庁憲章が制定されたのは昭和五十五年、その制定の背景には、「法人規則である『庁規』や『神社規則』を中心とする運営が重視され、神社が本来最も堅持すべき祭祀をはじめとする精神面が稍々もすると等閑に付され、ために神社、神職或は総代等の社会的権威を疑はしめるやうな事例も無しとはしない」実情があつた。⁽²⁵⁾

周知のとおり、神社本庁の規範体系は、宗教法人法の拘束を受けて世俗的事項（法人面）のみを規定する神社本庁庁規と、宗教的事項（宗教面）を規定する神社本庁憲章を最高規範に据えて組み立てられている。このように二つの最高規範が並存するのは、信教の自由と政教分離原則（憲法第二十条、第八十九条）及び法人法定主義（民法第三十三条）の要請に因るためだが、宗教法人が宗教活動を目的とする宗教団体を前提とする以上、宗教団体の最高規範である神社本庁憲章が優先・重要視されるのは当然のことである。⁽²⁶⁾

それにも拘わらず、神社本庁庁規が優先・重要視される傾向が散見されるのは、宗教行政の基本法である宗教法人法に基づいて神社本庁庁規や神社規則が作成されていることに加えて、神社本庁憲章が制定される過程で宗教団体たる神社本庁の全体像を規定化する方針（庁憲）から、神社本庁庁規と併存調和する基本的な精神規範を明文化する方針（憲章）へと転換が図られ、その結果として神社本庁憲章の本則に役員組織等の規定が盛り込まれなかったことが多分に影響しているものと思われる。⁽²⁷⁾

因みに、本則に盛り込まれなかった役員組織等の規定は、神社本庁憲章とともに制定された「神社本庁役員その他の機関に関する規程」に譲られたが、その第二条に、宗教団体である神社本庁の役員として統理一人、理事十七人（うち一人を総長、一人を副総長、二人を常務理事とする）を定め、「理事及び幹事は、在任中それぞれ宗教法人『神社本庁』

の相当理事及び監事に当る。」(第八条)と規定していることから、神社本庁の規範体系が神社本庁憲章を基盤としていていることは明らかである。

ところで、宗教団体である神社本庁の代表者が統理であり、宗教学法人である神社本庁の代表者(代表役員)が総長であることもまた周知のとおりだが、統理と総長の権限と職責にも必然、神社本庁憲章と神社本庁規の關係性が投影されることになる。神社本庁規第八条の「総長は、本庁の事務を総管し、」との規定は、「総長は、統理の命を受けて庁務を総管し、」と規定する「神社本庁役員その他の機関に関する規程」第四条第一項を受けたものである。さらに、神社本庁の宗教性と精神性(宗教的権威)を代表する統理の権限は、総長・副総長の指名に始まり、評議員会の招集権、神職の任免権、懲戒権など広汎に及ぶ。

例えば、神社本庁の承認事務を取り上げてみても、宗教学法人に規定される世俗的事項の領域にある財産処分や規則の変更はまだ「統理の承認」を要するとされているのは、それらが神社の特性及び伝統に重大な影響をもたらすからであり、その当否は事務手続きの適法のみをもって判断できないからである。過去に承認された神社の財産処分案を比較考量したときに、誰もが納得できる明快な承認基準を示し得ないのは、統理の権限に宗教的権威(神社本庁の宗教性と精神性)が含まれていることに因る。つまり、宗教的・精神的な観点からの個別具体判断がそこに加味されているからで、その意味で統理の承認は、広汎な自由裁量が認められている主務官庁の許可に似ている。

そのことにはなにも統理の承認事務に止まらない。「懲戒規程」が懲戒の対象とする「神職としての資質に欠ける行為が判明したとき」(第二条第三号)に該当するか否かも、「刑事事件に関し、刑の宣告を受け裁判が確定したとき」(同条第四号)と対比すれば明らかのように、もっぱら統理の宗教的権威の裏付けとなる神社本庁の宗教性と精神性に照らして判断されるべき事案なのである。

神社本庁規程が「統理は、神社本庁及び神社庁並びに神社の職員を統督する。」(第四十条第三項)、「統理は、規程を布達し、懲戒を行ひ、及び総裁が欠けた場合において表彰を行ふ。」(同条第四項)とのみ規定することをもって、統理の権限は形式的なものと解する向きもあるが、それは神社本庁の規範体系に対する無知・無理解に因るもので、神社本庁の宗教性と精神性を包含する統理の権限と具体行為を神社本庁規程の規定として盛り込めないだけのことなのである。まして「統理のすべての行為は、総長の補佐を得て行われるものとし、その責任は、役員会が負ふ。」(同条第五項)との規定は、神社本庁規程が所轄庁の認証を受けることで国家法(法律)に連続し、その解釈・運用をめぐる紛争の最終判断が裁判所に委ねられることになることから、統理の宗教的権威(神社本庁の宗教性と精神性)にそのような世俗権力(の判断)を及ばせないよう防止するためのものである。したがって、この規定がいう「統理のすべての行為」とは、宗教団体である神社本庁の代表としての統理の「すべての行為」を指すのではなく、「世俗的領域に属する行為のすべて」を指すことはいうまでもない。

およそ、神社本庁のこうした規範体系を熟知・理解した上で、各種関係規定が誤りなく運用され、それに基づき神社本庁業務が適正に遂行されなければ、神社本庁憲章を軽視する傾向はさらに強まることになる。⁽⁹⁾ 神社不変の公共的性格が国家の法律によって他律的に維持されていた戦前とは異なり、戦後は、もっぱら神社関係者の信念と自覚によって自律的に神社の公共的性格を維持しなければならぬ状況下にあることを、神社関係者は決して没却してはならない。しかも戦後七十五年が経過して、神社の特性及び伝統を肌で知る在野の神道人も皆無となれば、なおのことその信念と自覚が求められよう。

あたかも神社本庁憲章制定から四十年の節目の年にCOVID-19が炙り出したものは、まさに四十年前に神社本庁が直面した課題であり、神社本庁憲章軽視の傾向がますます顕著となっている斯界の現状に対する警鐘でもあった。

葦津珍彦は、神社本庁四十年に際して、『神社本庁は占領中の仮バラックだ』と云ったのは、建造物件のことではなく、精神構造の問題だった。私は、本庁の諸兄に切望する。あの占領中の悲しき日に、占領下精神的バラックで風雪をしのぎつつ、他日、堂々たる信仰的大神殿を建設したいと祈ってゐた創立者の悲願を銘記していただきたい。」と遺している^①。神社本庁の権威の源泉は、ほかでもない、全国神社が戦後も国民精神の基盤であり続けんとする神社関係者の総意にあった。神社本庁に常に求められるものは、神社の特性及び伝統を護持せんとする確固たる信念と絶対的な見識、そしてそれに立脚した公明にして的確な指導力である。稍々もすると形式化・形骸化しかねない精神規範をどう補完・拡充して神社不変の公共的性格を維持して行くのか。その覚悟と検討が設立七十五周年を迎えた神社本庁に求められているのではなからうか。

註

- (1) 令和二年四月七日、七都道府県を対象に発令された緊急事態宣言は、四月十六日に全国に拡大され、五月十四日に三九県で解除、五月二十五日に至って全国で解除された。なお、緊急事態宣言は令和三年八月現在まで都合四度発令されているが、本稿にいう「緊急事態宣言」は初回の宣言を指す。
- (2) アメリカやフランス、ドイツでは、集会の禁止や外出禁止等の措置によって集団礼拝が実質的に禁止されることになった。なお、日本国内における宗教施設内の集団感染の事例としては、群馬県太田市、岐阜県岐阜市、愛知県豊田市、沖縄県那覇市で発生した教会クラスター感染が報じられている。
- (3) 砂川市空知太神社訴訟最高裁判決（平成二十二年一月二十日）藤田寅靖判事の個別意見 砂川市が町内会に対して無償で貸付している市有地に存在する町内会所有の空知太神社と市の関係が問われた本件訴訟で、最高裁は八十九条に違反すると判示し

たが、その違憲論理は、実体のない空知太神社の氏子集団（宗教団体）を擬制することで砂川市が宗教団体である空知太神社に直接、市有地を無償で貸し付けているという構図を作り出したところに特徴があった。これに対して那覇市孔子廟訴訟最高裁判決（令和三年二月二十四日）は、那覇市が一般社団法人「久米崇聖会」に対して無償で貸付している市有地に存在する「久米至聖廟」と市の関係が問われたもので、その争点は砂川市空知太神社訴訟とまったく同様であったが、八十九条違反ではなく二十条三項に違反するとして違憲判断を下したところに特徴がある。これは空知太神社最高裁判決を下敷きにしつつも、一般社団法人である「久米崇聖会」に宗教団体性を擬制することができず、同様の手法では違憲判断を導出することができなかったためであろう。那覇市は観光資源を主たる目的として「久米崇聖会」に市有地を無償で貸し付けたに過ぎないが、この行為を那覇市の主体的な宗教的活動と断じるのは論理の飛躍に過ぎよう。こうした論理の飛躍が容認されるのであれば、およそ文化財的価値のある宗教施設に対する助成も、宗教活動に不可欠な施設であることを理由に違憲判断を下すことが可能となる。

(4) ここにいう当該行事とは、神社が主催する不特定多数の者が集まるような行事を指し、各事業とは、参集殿や神社会館、宝物館、博物館等の施設を利用して行われている法人法第六条に規定する事業を意図したものであろう。

(5) 渡部蕨『新訂逐条解説宗教法入法』（ぎょうせい、二八頁）

(6) 本稿で指摘したこれら三本の通知は、いずれも緊急事態宣言の発令前に出されたものだが、発令後の通知「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言追加発令に伴ふ対応について」（総務発第二七号・令和二年四月十七日）では、これらの通知を示して神社奉護と神社活動の継続実施を図るべく、その内容の再徹底が指示されており、「緊急事態宣言」発令以降に神社本庁が新たな対応方針を示した形跡は認められない。

(7) 記事では「大祭式典は神職と総代のみでおこなひ、」あるいは「神事のみを執りおこなふこととし、」といった表現になっているが、「神社祭祀規程」及び「神社祭式」（昭和四十六年・規程第六号）の規定に従い、あえて「例祭を齎行する」と表記した。

(8) 『改訂版 神社の法人事務取扱ひ上の留意点―神社庁の取扱ひを中心にして』（神社本庁・平成十五年、八一頁）

(9) 『戦後の神社・神道―歴史と課題』（平成二十二年・神社新報社、二九九頁「例祭日の変更」櫻井治男）

(10) 阪本健一は、国家の宗祀の有り様について「私は何も終戦前の神社の姿そのままを夢みてゐる訳ではない。明治以来の官僚主義、合理主義、形式主義が祭祀令の完璧さに反比例して、神職をして宗教的・文化的・情緒的方面的教養や活動を忘れしめたことも否めない。」（明治維新に於ける神社の改革について）昭和四十一年三月十九・二十六日・神社新報」と指摘したが、

神社本庁の存在意義や神社の本質及び祭祀の厳修を考える上でこの指摘は傾聴に値する。

(11) 旧神社本庁庁規第82条 『神社本庁十年史』（昭和三十一年・神社本庁） 一二六頁

(12) 前掲『神社本庁十年史』 二二九頁

(13) 戦前、神社は国家の営造物（公法人）であり、「帝国の神祇を齋祀し、公の祭典を執行し、公衆参拝の用に供する施設にして、神社明細帳に登録されたものをいう」（足立收『神社制度綱要』昭和五年）と定義された。戦後、神社は宗教法人（私法人）となつてその法的性格は一変したが、それは神社の本質に変容があつたことを意味しない。戦後も、神社規則に「神社とは、神を奉斎し、公衆礼拝の施設を備へ、神社神道に従つて祭祀を行ひ、祭神の神徳をひろめ、」（規則三条）と規定されているように、宗教団体ななく、神社にとって公衆参拝・公衆礼拝（の用に供すること）は極めて重要である。

(14) 明治七年の教部省達「神符を授くるは社頭に限る、その社外に配布する者は管轄庁の許可を得くべき件」には、「人民ノ請求ニ応シ祈禱ヲ行ヒ神符ヲ授ルハ各其社頭ニ於イテ施行候儀ニ付・・・」と見える。

(15) 平成七年十一月二十九日の「参議院・宗教法人等に関する特別委員会」で、島村宜伸文部大臣は宗教法人の公益性について「宗教そのものの存在は人の心を安定させ、国民一人一人の生活に定着し、大変大きな役割を果たしていると、そう認識いたしております。このようなことから、宗教法人の宗教活動には公益性が認められ、他の多くの公益法人とともに税制上の優遇措置が講じられるなど、社会的に保護を受けていることは御指摘のとおりであります。」と答弁している。

(16) この通知では、神社本庁憲章のほか、関連する以下の通知通達を参考として掲げている。「宗教活動上注意すべき事項について」（昭和五十年四月十一日通知）、「神符等の御取扱について」（昭和五十三年一月二十四日通知）、「神符守札等の御取扱ひに関する件」（昭和五十四年通達第四号）、「神符守札の御取扱ひについて周知徹底の件」（平成八年九月十三日通知）、「社頭頒布における税務対応と授与品の御取扱ひについて」（平成十一年七月六日通知）

(17) 「神社新報」第三三三七号「社に想ふ」（平成二十九年一月二十三日付）シンギュラリティと題したこのコラムでは「瞬時に神前を通過していくデータにも神々は感応されるのか」と疑問を呈してキャッシュレス決済の安易な導入に警鐘を鳴らしている。

(18) 第二十一代神社本庁総長の岡本健治氏が退任に際して、当時の本庁職員に「神社本庁は全国神社がそれぞれに興隆発展するための業務をしているのだということを忘れないで欲しい。」との言葉を遺したが、この言葉に神社本庁業務に携わる者の心構えが集約されていると思われる。

- (19) 平成九年七月二十一日の読売新聞は、「関東一円を舞台に、公共職業安定所などで募集した定年退職者らを神主役に仕立て、約三年間に数百件の地鎮祭などに派遣、一件あたり四万円の玉ぐし料を取っている」にわか神主グループ」が横行していることが、読売新聞社の調べで明らかになった。」と報じた。グループの実情を知らないまま、大手住宅建設会社などが建築主に紹介していたが、にわか神主・地鎮祭商法の報道を受け、「工事の安全を祈る意味もあるのに、信じられない」という業者や「形式とは思っていたが、割り切れない」という客の声が次々と上がり、住宅建設会社側もあわてて紹介を中止した。
- (20) 「GOTOトラベル事業及びキャッシュレス決済に係る税務上の留意点について」(令和二年十月二十日付・総神発第六一八号)が参考資料(平成十一年九月一日付『月刊若木』十三・十四頁の写し)として付しているので確認されたい。
- (21) 神社本庁包括外の古式神道桜神宮のオンライン参拝では、賽銭は銀行振り込みで支払い、靖国神社のオンライン祈願では、祈願料の支払いはクレジット決済で行うことになる。なお銀行振り込みの場合は、手数料は申込者の自己負担となるから、賽銭名目の金員に業者の手数料は含まれないことになろう。
- (22) 神符守札の授受も純粋な宗教行為であると認識しない限り、「神符守札は御社頭において参詣者に対し個々に授与することを原則」とする神社本庁通達の意図を理解することはできない。神符守札の初穂料を定価と曲解し、初穂料という名目の金員と引換えに神符守札を交付するだけと解するならば何も社頭に限る必要はなからう。
- (23) 特定商取引法では、隔地者間の取引である通信販売のトラブルを回避するために広告の表示(第十一条)が義務付けられており、販売価格(役務の対価)、代金(対価)の支払時期、方法、商品の引き渡し時期などを表示することになっている。なお、靖国神社のオンライン祈願に関する特定商取引法に基づく表記には「祈願に関する注意書き」として、当初は「本祈願に示された表現や説明の捉え方には個人差があり、必ずしも現実的利益や効果を保証したものではありません。」との記載があった。
- (24) 『月刊若木』第五八七号(平成十年八月一日)、阪本是丸『近代の神社神道』(平成十七年・弘文堂)この所論は、岡本健治総長が設置した神社基本問題研究会において氏が講演した際の資料が元になっている。
- (25) 『神社本庁憲章の解説』(神社本庁・第五版)三頁
- (26) 神社本庁規程と神社本庁憲章は、そもそも別の観点から別の分野について定めたもので、相互に矛盾・抵触するはずはないが、万が一、矛盾する箇所があった場合は、所轄庁の認証を受けた神社本庁規程が優先されることになる。それは認証によって法的裏付けを有することになるからである。

- (27) この方針転換の背景には、「現庁規が定着した時期に、それに似た庁憲を作ることは斯界に混乱を招き、又神社規則の変更も必要となる等のこともあるので、庁規にもふれない祭祀、信仰の大綱といったもので将来の神道の発展を目指すものとする」といった憂慮があった。前掲『神社本庁憲章の解説』
- (28) 神社本庁憲章第五条第二項に「統理は、神社本庁を総理し、これを代表する。」と規定し、神社本庁庁規第七条に「役員のうち総長は、宗教法人神社本庁の代表役員とし、法人を代表する。」と規定する。
- (29) 宗教団体の宗教的事項に関する解釈・運用はもっぱら宗教団体に委ねられていることから、神社本庁憲章の領域における紛争処理（宗教的事項に関わる処分等）については宗教団体の自律権が尊重され、公序良俗、公共の福祉等に違反する場合を除き、原則として裁判権が及ばないとされている。
- (30) 神社本庁及び神社庁の役員が関係法令及び各種規程の運用を誤れば、神社本庁の指導力に疑念を招き、包括下神社に混乱を生じさせることになる。それが規定解釈の無理解から生じたものであっても、最終的には宗教法人法第十八条第五項及び「役員職務要綱」（昭和三十三年十一月五日・通達第六号）違反、並びに善管注意義務違反の指摘を受けることになる。
- (31) 『神社本庁の四十年―若木庁舎によせて―』（昭和六十二年・神社本庁）九〜十二頁